

経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者のみなさんへ

令和6年度就学援助制度のお知らせ

八女市では、お子さんが小・中学校や義務教育学校等に通学するうえで経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

毎年申請手続が必要です。前年度認定された方も改めて申請してください。



■援助の対象となる方

令和6年度に小・中学校及び義務教育学校等に在学する児童生徒の保護者（八女市に住民票があること）で、次のいずれかに該当する方（認定には審査があります。）

1 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方

例）生活保護世帯に基づく保護の停止、又は廃止の措置を受けた方 等

2 世帯全員の収入が八女市で定める基準に該当する方

3 その他、経済的理由により特に援助が必要であると認められる方

例）世帯状況の変化（死亡、離婚、離職等）や特別な事情により経済的にお困りの方 等

■援助の種類

学用品費等、新入学児童生徒学用品費等、校外活動費、修学旅行費、給食費、学校病医療費 など

■受付期間

令和6年3月1日（金）～令和6年4月30日（火）

※上記期間に限らず、年度途中の申請受付も随時行います。認定の場合、申請月の初日分より適用します。

■申請に必要なもの

☐就学援助申請書

※裏面の同意書もご記入ください。（高校生以上の世帯員全員（高校生含む）の同意が必要です。）

☐振込希望口座（保護者名義）の預金通帳

☐必要に応じて添付するもの（一例）

◇借家にお住まいの方…家賃の月額が確認できる書類（契約書（写）等）

◇児童扶養手当受給者…児童扶養手当証書（写）

◇遺族（障害）年金受給者…年金の受給額が確認できる書類（年金支払通知書等）

◇令和5年1月1日の住所が八女市外の方…世帯全員の最新の所得課税証明書

（転入前の市町村で発行）

◇離職されて現在も引き続き無職の方…離職したことが分かる書類（離職票など）

◇給付金等その他の収入がある方…受給額等が分かる書類（失業給付・療養給付金等）

※書類に不足・不備がある場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。

■受付場所

八女市教育委員会 学校教育課（八女市役所3階） または 各支所 市民生活福祉係

◆問い合わせ先◆

八女市教育委員会 教育部学校教育課学務係 TEL：23-1954／FAX：24-4331